蔵する法第二条第一項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素の濃度を体積百分率九十九パーセント以上とする等、貯留事業及び導管輸送事業に関する所要の規定を整備する。（第三条～第六条、第八条関係）

第２　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令の一部改正

１　題名を「貯留権等の登録に関する政令」に改める。（題名関係）

２　この政令で定める必要な事項に、貯留権等及び貯留権を目的とする抵当権の登録に関するものを追加する。（第一条関係）

３　その他規定の整備をする。

第３　登録免許税法施行令の一部改正

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等の範囲を見直す。（第三十条関係）

第４　自然環境保全法施行令の一部改正

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第三項第四号に基づき政令で定める行為として、法第二条第二項に規定する貯留事業（自然環境保全法第三十五条の四第三項第一号に掲げる行為に伴うものを除く。）のための海底の掘削を行うことを追加する。（第六条関係）

第５　経済産業省組織令の一部改正

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第十九条の五第三号中「試掘場における保安」を、「貯留事業場等における保安の確保及び導管輸送工作物に係る保安の確保」に改める。（第十九条の五関係）

第６　その他

その他規定の整備をする。

第７　附則

１　この政令は、法の施行の日（令和八年五月二十二日）から施行する。（附則第一項関係）

２　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）について、所要の規定の整理を行う。（附則第二項関係）

◇子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第百五十三号）（厚生労働省）

第１　国民年金法施行令の一部改正

１　国民年金法第八十八条の三第三項の規定により政府が徴収する子ども・子育て支援納付金により補塡する額の算定方法を規定する。（第六条の四の三関係）

２　前納された国民年金保険料の還付を受けることができる場合として、国民年金法第八十八条の三第一項又は第二項に規定する保険料の免除（第２において「育児期間免除」という。）により保険料を納付することを要しないこととされた期間（以下「育児期間免除に係る期間」という。）を追加する。（第九条関係）

３　厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等が納付する各年度の基礎年金拠出金の額の計算に用いる拠出金按分率の計算方法について、その分母に育児期間免除に係る期間を追加する。（第十一条の二関係）

第２　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正

市町村が処理する事務であってその事務に必要な費用を国が負担するもののうち免除事務として、育児期間免除に関する届出に係る事務を追加する。（第一条関係）

第３　確定拠出年金法施行令の一部改正

個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間に、育児期間免除に係る期間を追加する。（第三十五条関係）

第４　特別会計に関する法律施行令の一部改正

１　年金特別会計の国民年金勘定における毎会計年度における受入超過額の範囲について、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定から年金特別会計の国民年金勘定に繰り入れる金額を追加する。（第五十七条関係）

２　その他所要の改正を行う。

第５　施行期日

この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）

◇特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令（政令第百五十四号）（国土交通省）

１　定義

この政令における用語の意義を定める。（第一条関係）

２　労働時間

⑴　特定漁船員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とし、特定漁船漁ろう員の操業期間における労働時間については、適用しないものとする。（第二条第一項関係）

⑵　特定漁船員の一週間当たりの労働時間は、対象労働期間について平均四十時間以内とし、この場合において、特定漁船漁ろう員の一週間当たりの労働時間については、操業期間を除いて算定するものとする。（第二条第二項関係）

３　休日

⑴　特定漁船の船舶所有者が特定漁船員に与えるべき休日は、対象労働期間について一週間当たり平均一日以上とし、この場合において、特定漁船漁ろう員に与えるべき休日の日数については、操業期間を除いて算定するものとする。（第三条第一項関係）

⑵　特定漁船の船舶所有者は、⑴により休日を与えるべき特定漁船員が当該休日を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、当該特定漁船員に与えるべき休日の日数に応じ、休日手当を支払わなければならないものとする。（第三条第二項関係）

４　休息時間

⑴　特定漁船の船舶所有者は、航海期間において休息時間を一日について分割して特定漁船員に与える場合には、休息時間のうち、いずれかの休息時間を六時間以上としなければならないものとし、特定漁船漁ろう員の操業期間における休息時間については、適用しないものとする。（第四条第一項関係）

⑵　特定漁船の船舶所有者は、操業期間においては、特定漁船漁ろう員を一日につき八時間以上休息させるもの等とする。（第四条第二項及び第三項関係）

５　時間外、休日及び休息時間の労働

特定漁船の船舶所有者は、その船長が臨時の必要があると認めるときは、その船長をして、２による労働時間の制限を超えて特定漁船員を作業に従事させ、又は３⑴若しくは４⑴にかかわらず、休日若しくは休息時間において特定漁船員を作業に従事させることができるものとする。（第五条関係）

６　割増手当

特定漁船の船舶所有者は、５により特定漁船員が２による労働時間の制限を超えて、又は休日において作業に従事したときは、割増手当を支払わなければならないものとする。（第六条関係）

７　記録簿の備置き等

特定漁船の船舶所有者は、その船長をして、船内に記録簿を備え置かせ、操業開始日及び操業終了日並びに特定漁船員の労働時間等に関する事項を記載させなければならないものとする。（第七条関係）

８　例外規定

⑴　２から７までは、特定漁船員が人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業等に従事する場合には、適用しないものとする。（第八条第一項関係）

⑵　特定漁船の船舶所有者は、特定漁船員が航海期間における休日又は休息時間において⑴の作業等に従事したときは、その船長をして、当該作業等の終了後できる限り速やかに当該特定漁船員を休息させるよう努めなければならないものとする。（第八条第二項関係）

９　定員

特定漁船の船舶所有者は、一定の場合を除き、２⑴を遵守するために必要な特定漁船員の定員を定めて、その員数以上の特定漁船員を乗り組ませなければならないものとし、航海中に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充することをもって足りるものとする。（第九条関係）

10　罰則

罰則について、所要の規定を設ける。（第十条関係）

11　附則

⑴　この政令は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）